(様式利補第1号）

構造改善促進利子補給事業利子補給金受給申請書

　　　年　　　　　月　　　　　日

一般社団法人　全国石油協会

　 会 長 山　冨　 二　郎　殿

（申請者）

　　　　　　　　　　　　〒

住 所

氏名又は名称

　 及び代表者名　　　 印

電話番号

　　　　　　FAX番号

担当者名

　貴会の実施細則第１２条第1項の定めるところに従い、構造改善事業の経費に係る下記借入金につき利子補給を受けたく申請します。

記

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 品質確保法登録番号 | －第　　　　　　　　号 | 品確法登録日 | 　　　年　　　　月　　　日 |
| 資本金又は出資の総額 | 　 円 | 法人番号 |  |
| 事業実施場所 | 〒 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 系　　列 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 借入条件及び資金使途 | 設備資金 | 運転資金 |
| 借入予定金額 | 円 | 円 |
| 借入期間 | 自　　　　　年　　　　　月　　　　　日 | 自　　　　　年　　　　　月　　　　　日 |
| 至　　　　　年　　　　　月　　　　　日 | 至　　　　　年　　　　　月　　　　　日 |
| 据置期間 | 　　　　　　　　　　　　　　　年　　　　　ヶ月 | 　　　　　　　　　　　　　　　年　　　　　ヶ月 |
| 元金支払方法（元金均等償還） | 　　 年　　 月を初回とし、 ヶ月毎に | 　　 年　　 月を初回とし、 ヶ月毎に |
| 次の通り分割返済（分割回数 回） | 次の通り分割返済（分割回数 回） |
| 第１回目　　　　　　　　　　　　　　　　　 円 | 第１回目　　　　　　　　　　　　　　　　　 円 |
| 第2回目以降　　　　　　　　　　　　　　円 | 第2回目以降　　　　　　　　　　　　　　円 |
| 最終回 円 | 最終回 円 |
| 約定返済日　　　　　　　　　　　　　　　　日 | 約定返済日　　　　　　　　　　　　　　　　日 |
| 金利種類・借入利率 | 固　定・変　動　　　　年　　　　　　　　　％ | 固　定・変　動　　　　年　　　　　　　　　％ |
| 借入金融機関／支店名 | ／ | ／ |
| 資金使途 | （何れかに○印）　１．事業多角化資金　２．認定経営力向上計画資金 |
| 既申請回数 | 回 | 既　交　付　決　定　額 | 千円 |
| 設備資金使途 | 設備購入費： |
| 施設建設費： |
| 運転資金使途 | （具体的に） |

地区利子補給委員会印

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 業　種　名 |  | 申請事業を既に実施している場合はその開始年月 | 　　　　年　　月 |
| 事業内容 |  |

年　　　月　　　日

一般社団法人　全国石油協会

会　　長　 山 冨　二 郎 殿

（申請者）

住　　　　所

氏名又は名称

印

及び代表者名

　　電話番号　　　　　　　担当者名

FAX番号

誓　約　書

私は、環境保全・構造改善促進利子補給事業実施細則第６条第２項各号に定める下記の事項に該当いたしません。

万一この誓約書に違反することがございましたら、直ちに利子補給金を返還することを誓約いたします。

記

（１）成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者。

（２）禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者。

（３）品質確保法の規定により業務の停止命令を受け、その期間が終了した日、又は罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者。

（４）品質確保法の規定による揮発油の分析を行っていない者。

（５）交付申請を行う日付から過去２年の間に、品質確保法で定める強制規格又は標準規格について２回以上不適合がある者。

（６）交付申請を行う日付から過去２年の間に、資源エネルギー庁又は経済産業局から品質確保法第十七条の二に基づく指示、又は要請を受けたにも関わらず指示に従わなかった者。

（７）交付申請を行う日付から過去２年の間に、品質確保法第二十条第一項又は第二項の報告徴収、立入検査について、報告をせず、若しくは虚偽の報告をした場合、又は検査又は資料の収去を拒み、妨げ、若しくは忌避した者。

（８）品質確保法の規定により、経済産業大臣が揮発油の品質の確保に関し、必要な措置をとるべきことを指示した場合において、その指示に従わずにその旨を公表された日から２年を経過しない者。

（９）私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の規定に基づく警告又は排除措置命令を受けた日、若しくは裁判所が差し止めを行った日、又は罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者、又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づき策定された「不当廉売に関する独占禁止法上の考え方」に基づく警告を受けた日から２年を経過しない者。

（10）不当景品類及び不当表示防止法の規定に基づく措置命令、指示、行政指導（警告・注意等公表措置を伴うものに限る）を受けた日、又は罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者。

（11）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（第３１条第７項を除く。）の規定に違反し、又は刑法第２０４条、第２０６条、第２０８条、第２０８条の２、第２２２条若しくは第２４７条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者。

（12）「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」に基づき策定された、「総額表示義務に関する特例の適用を受けるために必要となる誤認防止措置に関する考え方」に基づく行政指導（警告・注意等公表措置を伴うものに限る）を受けた日から２年を経過しない者。

（13）補助事業の交付の対象となる財産について、所有者又は運用する者としての権利義務を有していない者。

（14）経営の状況又はその他の理由によって、石油製品の供給を継続すること（補助金で取得した財産の管理も含む。）が困難と認められる者、その他補助事業の実施において、不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認められる者。

（15）揮発油販売業者が法人の場合にあっては、その業務を行う役員のうち、前１４号の何れかに該当する者があるもの。

以上